

群馬県交通安全条例

ができました！

平成26年12月22日施行



県民の安心安全と幸せを願い、人命尊重の理念のもと、悲惨な交通事故をなくすために「交通安全県・群馬」の確立を目指します。

「交通事故の防止」に努めましょう

- 交通ルールを守り、交通事故の防止に努めましょう。
- 車両を運転するときは、歩行者、特に高齢者、障害者、幼児や児童等に配慮した運転をしましょう。

「交通安全教育」を推進しましょう

- 家庭や地域で、幼児や児童・生徒等を交通事故から守りましょう。
- 学校では発達段階に応じた交通安全教育の充実に努めましょう。

「自転車事故」を防止しましょう

- 自転車事故が多く発生しています。交通ルールを守り、歩行者及び他の車両の安全に配慮した運転をしましょう。
- 自転車事故による損害賠償金額が高額化しています。自転車を定期的に点検、整備し、損害賠償保険等への加入に努めましょう。

「公共交通機関」を利用しましょう

- 交通事故を抑制するためにも、公共交通機関を積極的に利用しましょう。

※ この条例は、群馬県議会平成26年第3回後期定例会において、議員提案として提出され、平成26年12月15日に全会一致で可決・成立したものです。

群馬県



群馬県交通安全条例

の概要



前文

- ・私たちの日常生活において欠かすことのできない車、その恩恵により豊かになった「車社会」群馬県において、人口当たりの交通事故件数は依然として全国的に高い位置にあります。
- ・本県では、これまで高校生に対して「3ない運動」を推奨してきましたが、高校生が関係する自転車事故の多さやマナーの悪化が問題となっています。また、四輪の普通免許取得後一年以内の事故発生率は、全国的にも高い水準で推移しています。
- ・交通安全は、県民一人一人が真剣に取り組むべき重要課題です。子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象に交通安全教育を実施し、生涯にわたって「車社会」で生きる力を育成していくことが大切です。

目的（第1条関係）

- ・交通安全教育の推進による交通安全意識の高揚及び交通徳の向上を期し、併せて交通環境の整備を図ることにより、県民生活の安全を確保することを目的とする。

市町村の役割（第3条関係）

- ・市町村は、区域内の実情に応じた交通安全の確保に関する施策を策定し、実施するよう努めなければならない。

県民の役割（第4条関係）

- ・県民は、交通安全を確保するために一人一人の自覚と責任が重要であることを認識し、法令を遵守し、日常生活において自らすすんで交通安全に関する活動を行うよう努めなければならない。
- ・車両を運転するときは、歩行者の安全の確保その他の交通事故防止に努めなければならない。

事業者の役割（第5条関係）

- ・事業者は、その事業の用に供する車両の安全な運行を確保するとともに、従業員に対する交通安全教育を行うよう努めなければならない。

交通安全教育の推進（第6条関係）

- ・県民は、家庭及び地域において、幼児・児童・生徒及び学生を交通事故から守るとともに、学生等に対する交通安全教育に努めなければならない。

高齢者等への配慮（第7条関係）

- ・県民及び事業者は、高齢者、障害者、幼児及び児童等の交通事故を防止するため、高齢者等が安全に道路を通行できるよう配慮しなければならない。

危険な運転行為等の防止（第8条関係）

- ・県民は、法令を遵守し常に安全運転の徹底に心がけ、飲酒運転等が交通事故を引き起こす原因となることを認識するとともに、歩行者及び他の車両の安全に配慮しなければならない。

自転車事故の防止（第9条関係）

- ・自転車を運転する者は、法令を遵守して自転車が原因となる交通事故の防止に努めるとともに、歩行者及び他の車両の安全に配慮し、また定期的な点検及び整備、自転車事故の防止に関する知識の習得並びに自転車事故により生じた損害を賠償するための保険等への加入に努めるものとする。
- ・自転車を販売する者は、自転車の購入者に対し、定期的な点検及び整備並びに保険等への加入の必要性その他の自転車の安全な利用に関する情報の提供に努めなければならない。

県民交通安全日（第15条関係）

- ・県民の交通安全意識の高揚を図るため、毎月1日を県民交通安全日とし、県、市町村及び交通安全に携わる団体は相互に連携して交通安全の啓発に努めるものとする。

※ 詳しくは、**県ホームページ** (<http://www.pref.gunma.jp/index.html>) をご覧ください。

「トップページ」→「暮らし・環境」→「交通」→「交通安全」→「群馬県交通安全条例の制定について」